

外僑辦理綜合所得稅離境或結算申報應檢附文件一覽表

必備資料：護照、居留證(無居留證者可免)。		
項 目	類 別	應 檢 附 文 件
非居住者	一、所得	1、國內所得 A、各類所得扣繳憑單。 B、各類所得證明文件。
		2、國外(無)所得 (居留不超過 90 天者免) 因在中華民國提供勞務獲得之所得，必須與國內所得合併申報： A、經當地稅務機關認證之文件。 B、經當地合格會計師或公證人公證之所得文件正本，並附會計師之執照影本。 C、非集團內調任，單純本地聘僱者，請提示聘僱合約及原工作之離職證明。 (以上三項任選其一，如未能提示由本局核定所得)
居住者 (同一課稅年度在臺居留合計滿 183 天者)	一、所得	1、國內所得 A、各類所得扣繳憑單。 B、各類所得證明文件。
		2、國外(無)所得 因在中華民國提供勞務獲得之所得，必須與國內所得合併申報： A、經當地稅務機關認證之文件。 B、經當地合格會計師或公證人公證之所得文件正本，並附會計師之執照影本。 C、非集團內調任，單純本地聘僱者，請提示聘僱合約及原工作之離職證明。 (以上三項任選其一，如未能提示由本局核定所得)
二、免稅額(註1)	1、配偶 A、配偶基本資料(如：護照影本、居留證影本或戶籍證明影本)。 B、關係證明文件(如：結婚證書影本或經當地政府機關或駐外單位出具認證之文件)。	
	2、受扶養直系尊親屬 A、直系尊親屬基本資料(如：護照影本、居留證影本或戶籍證明影本)。 B、關係證明文件(如：出生證明、戶籍證明或經當地政府機關或駐外單位出具認證之文件)。 C、扶養事實證明(如：匯款證明或公證文件)。 D、生存證明(如：公證文件、戶籍證明或足資認定其生存事實之文件)。 E、未滿 60 歲者，另備無謀生能力證明(如：公立醫院證明或當地政府機關認證之文件)。	
	3、子女或同胞兄弟姊妹 A、子女或兄弟姊妹基本資料(如：護照影本、居留證影本或戶籍證明影本)。 B、關係證明文件(如：出生證明、戶籍證明或經當地政府機關或駐外單位出具認證之文件)。 C、扶養事實證明(如：匯款證明或公證文件)。 D、已成年(111年度以前：年滿20歲以上者；112年度以後：年滿18歲以上者)，除前述文件外另應檢附：(a、b、c 任選其一) a、在校就學：教育部認可之大學在學證明、學生證影本、畢業證書影本或繳費收據(任選其一)。 b、身心障礙：醫生證明或身心障礙手冊影本。 c、無謀生能力：公立醫院證明或當地政府機關認證文件。	
	4、其他親屬或家屬，合於民法第 1114 條第 4 款及第 1123 條第 3 項之規定，在中華民國境內確與納稅義務人共同居住且受其扶養者。 A、其他親屬或家屬基本資料(如：護照影本、居留證影本或戶籍證明影本)。 B、關係證明文件(如：出生證明、戶籍證明或經當地政府機關或駐外單位出具認證之文件)。 C、扶養事實證明(如：匯款證明或公證文件)。 D、已成年(111年度以前：年滿20歲以上者；112年度以後：年滿18歲以上者)，除前述文件外另應檢附：(a、b、c 任選其一) a、在校就學：教育部認可之大學在學證明、學生證影本、畢業證書影本或繳費收據(任選其一)。 b、身心障礙：醫生證明或身心障礙手冊影本。 c、無謀生能力：公立醫院證明或當地政府機關認證文件。 E、同一戶籍者：戶籍證明或其他適當證明文件。 F、非同戶籍同居一家者：受扶養者或其監護人註明確受納稅義務人扶養之切結書或其他適當證明文件。	
三、列舉扣除額	1、捐贈 捐贈收據正本。(對中華民國政府及國防、勞軍之捐獻，不受金額限制。對已依中華民國相關法令登記或立案成立之教育、文化、公益、慈善機關或團體及透過中央主管機關設置的專戶對指定特定運動員之捐贈，以其綜合所得總額20%為限。)	
	2、人身保險費 每人最高減除24,000元，但全民健康保險之保險費不受金額限制。 A、納稅義務人、配偶或申報受扶養直系親屬的人身保險：保險費收據正本或保險費繳納證明書正本。 B、由機關團體或事業單位彙繳屬納稅義務人負擔之員工保險費：服務單位填發之證明。	
	3、醫藥及生育費：核實認列(但受有保險給付部分，不得扣除) A、支付國內之公立醫院、全民健康保險特約醫院及診所或經財政部認定其會計紀錄完備正確之醫院者：(a、b、c、d任選其一) a、填具抬頭之收據正本。 b、收據未具抬頭僅填病歷卡號碼者，應出示掛號證或影本。 c、收據正本遺失時，憑原單位開立之收據存根聯影本並註明「影本與原正本無異」之字樣及負責人之蓋章證明。 d、收據繳交服務機關申請補助者，應檢附經服務機關證明之該項收據影本。 B、支付國外之公立醫院、大學附設醫院或財團法人組織之醫院者： a、填具抬頭之收據正本或帳單及支付憑證。 b、如為財團法人組織之醫院者，另需檢附證明醫院組織之文件。 C、因身體殘障裝配助聽器、義肢、輪椅之支出者：具備上述 A 或 B 條件醫院醫師出具之診斷證明及統一發票或收據。 D、因牙周病所為鑲牙、假牙製作及齒列矯正之醫療費支出者：具備上述 A 或 B 條件醫院醫師出具之診斷證明及統一發票或收據。	
	4、災害損失 國稅局審定之證明文件。(核定扣除但已受有保險賠償或救濟金的部分不得扣除，且須於災害發生後 30 天內向國稅局報備。)	
	5、自用住宅購屋借款利息 A、金融機構之利息繳費收據或證明文件。(請於繳息收據或證明上填寫借款人姓名、房屋所有權人姓名、抵押房屋之坐落地址，及註明係自用住宅購屋借款，並於其上加蓋金融機構章戳。) B、若抵押房屋坐落地址與居留地址不同時，請另檢附納稅義務人、配偶或受扶養親屬設籍於該抵押房屋之戶籍資料。 C、每一申報戶在中華民國境內以一屋為限，並應先扣除儲蓄投資特別扣除金額，以其餘額申報扣除。每年扣除額不得超過30萬元，列舉該項利息支出之房屋標的應限定在中華民國境內，且應符合納稅義務人、配偶或受扶養親屬於申報年度在該地址辦妥戶籍登記之要件，而且無出租或供營業使用。	
四、財產交易損失扣除額	國稅局核發之財產交易損失證明單或有關證明損失之文據。(依法可扣除金額，含前 3 年度財產交易損失未扣除餘額以不超過本年度申報之財產交易所得額為限。)	
五、身心障礙特別扣除額	A、領有身心障礙手冊者：需檢附身心障礙手冊或身心障礙證明影本。 B、精神衛生法第 3 條第 4 款規定之病人者：需檢附專科醫師診斷證明書影本。	
六、教育學費特別扣除額	繳費收據影本或證明文件。(納稅義務人之子女就讀大專以上院校之教育學費，每人每年最高得扣除 25,000 元。但空中大學、專校及五專前 3 年及已接受政府補助者除外。)	
七、長期照顧特別扣除額(註2)	依下列情形檢附相關證明文件： A、聘僱外籍看護工：課稅年度有效的聘僱許可函影本。(不包括年滿80歲且僅持身分證明文件申請之被看護者) B、未聘僱外籍看護工：勞動部或衛生福利部規定之相關證明文件，如課稅年度有效之病症暨失能診斷證明書、身心障礙證明，或符合勞動部公告病症或病況之醫師診斷證明書。 C、長照及支付服務使用者：課稅年度使用指定服務繳費收據影本一張(須註記特約服務單位名稱、失能者姓名、身分證字號及長照等級；免部分負擔者，檢具長期照顧管理中心公文或相關證明文件)。 D、入住住宿式服務機構者：課稅年度入住適格機構累計達90日之繳費收據影本(須註記機構名稱、住民姓名、身分證字號及入住期間等資料；受全額補助者，檢具地方政府公費安置公文或相關證明文件)。	
八、房屋租金支出特別扣除額(註2)	納稅義務人及其配偶與受扶養直系親屬在中華民國境內租屋供自住且非供營業或執行業務使用者，其實際支付之租金減除接受政府補助部分，每一申報戶每年可扣除限額18萬元。但納稅義務人、配偶或受扶養直系親屬在中華民國境內有房屋者，不得扣除。應檢附： A、承租房屋之租賃契約書及支付租金之付款證明影本(如：出租人簽收之收據、自動櫃員機轉帳交易明細表或匯款證明)。 B、納稅義務人、配偶或受扶養直系親屬於課稅年度於承租地址辦竣戶籍登記或納稅義務人載明承租之房屋於課稅年度內係供自住且非供營業或執行業務使用之切結書等文件。	
九、投資新創事業或生技醫藥公司減除金額	國稅局核發之「個人股東投資自綜合所得總額減除證明書」。	
十、投資文化創意產業減除金額	國稅局核發之「個人投資自綜合所得總額減除證明書」。	
十一、投資抵減稅額	符合促進產業升級條例第 8 條規定 載有國稅局核准文號之公司記名股票原始認股或應募投資抵減稅額證明書。	
十二、重購自用住宅扣抵稅額	A、向地政機關辦理買入及賣出移轉登記之契約文件影本及所有權狀影本。 B、重購及出售年度之戶口名簿影本或居住地址資料影本。 C、以委建方式取得房屋者應附委建契約、建築執照及使用執照影本。 (需均為自用住宅，且購入價格高於原出售價額者方得適用。以扣抵該自用住宅所繳納財產交易所得部分之綜合所得稅為限，但原財產交易所得已在財產交易損失中扣抵部分不在此限。)	

註1：申報大陸地區之配偶及扶養親屬之免稅額、扣除額，應檢附經財團法人海峽交流基金會驗證之文件。

註2：納稅義務人有下列情形之一者，不得適用：

- 一、經減除長期照顧特別扣除額及房屋租金支出特別扣除額後，全年綜合所得稅適用稅率在 20%以上，或採本人或配偶之薪資所得或各類所得分開計算稅額適用稅率在20%以上。
- 二、選擇股利及盈餘按28%單一稅率分開計算應納稅額。
- 三、依所得基本稅額條例計算之基本所得額超過規定之扣除金額。



財政部臺北國稅局
 地址：臺北市中華路 1 段 2 號 1 樓
 電話：(02)2311-3711 轉 1116、1118
 傳真：(02)2389-1051
 網址：https://www.ntbt.gov.tw



在留外国人の帰国前申告と確定申告の際に添付すべき書類

必要な書類：パスポート、居留証(居留証を持っていない場合は提出する必要はない)。		
項目	種類	添付すべき証明書類
非居住者	一、所得	1、 中華民国境内の所得 A、台湾各種所得の源泉徴収票（各類所得扣繳憑單）。 B、各種所得の證明書類。
		2、 境外での所得(所得がない場合も含む、滞在日数 90 日以内の者は不要) 中華民國での労務提供により所得を得た場合、中華民国境内の所得に加工し申告する必要がある。 A、外国税務機関より発行された證明書類。 B、外国の公認会計士又は公証人より証明された所得書類原本。公認会計士の登録証明書のコピーも必要。 C、現地（中華民国）採用の場合、雇用契約書及び元仕事の離職證明書類。 (A、B、C のいずれかの提出。提出できない場合は、当局の査定した所得金額より計算する。)
居住者 (一課税年度において台湾に 183 日以上滞在した者)	一、所得	1、 中華民国境内の所得 A、台湾各種所得の源泉徴収票（各類所得扣繳憑單）。 B、各種所得の證明書類。
		2、 境外での所得(所得がない場合も含む) 中華民國での労務提供により所得を得た場合、中華民国境内の所得に加工し申告する必要がある。 A、外国税務機関より発行された證明書類。 B、外国の公認会計士又は公証人より証明された所得書類原本。公認会計士の登録証明書のコピーも必要。 C、現地（中華民国）採用の場合、雇用契約書及び元仕事の離職證明書類。 (A、B、C のいずれかの提出。提出できない場合は、当局の査定した所得金額より計算する。)
	二、免稅額(注1)	1、 配偶者 A、配偶者の基本情報（例：パスポートのコピー、居留証のコピー又は戸籍謄本のコピー）。 B、関係證明書類(例:結婚證明書のコピー或いは外国政府機関又は在外公館が発行した書類)。
		2、 被扶養者が直系尊属の場合 A、直系尊属の基本情報（例：パスポートのコピー、居留証のコピー又は戸籍謄本のコピー）。 B、関係を証明する書類(例：出生證明書、戸籍謄本或いは外国政府機関又は在外公館が発行した書類)。 C、扶養事実の證明書類(例：送金證明書類又は公証書類)。 D、生存證明書類(公証書類、戸籍謄本など生存の事実を証明できる書類)。 E、60 歳未満の者は、当地公立病院又は公的機関が発行した自立生活ができないことを証明する書類。
		3、 被扶養者が子女又は兄弟姉妹の場合 A、子女又は兄弟姉妹の基本情報（例：パスポートのコピー、居留証のコピー又は戸籍謄本のコピー）。 B、関係を証明する書類(例：出生證明書、戸籍謄本或いは外国政府機関又は在外公館が発行した書類)。 C、扶養事実の證明書類(例：送金證明書類又は公証書類)。 D、成年者(2022年度以前は20歳、2023年度以後は18歳)を扶養している場合は、前述の書類のほか、以下の書類も必要である。 a、在学中の場合：中華民国教育部が認定する大学の在学證明書、学生証のコピー、卒業証書のコピー、申告年度の学費納入證明書類。(いずれか 1つを添付) b、障害者の場合：医者の證明書類又は中華民国障害者手帳のコピー。 c、当地公立病院又は公的機関が発行した自立生活ができないことを証明する書類。
		4、 被扶養者がその他の親族で、民法第 1114 条第 4 款及び第 1123 条第 3 項の規定に則して、中華民国境内に納稅義務者と共同居住及び納稅義務者の扶養を受けている場合 A、扶養親族の基本情報（例：パスポートのコピー、居留証のコピー又は戸籍謄本のコピー）。 B、関係を証明する書類(例：出生證明書、戸籍謄本或いは外国政府機関又は在外公館が発行した書類)。 C、扶養事実の證明書類(例：個別の送金證明書類、公証書類)。 D、成年者(2022年度以前は20歳、2023年度以後は18歳)を扶養している場合は、前述の書類のほか、以下の書類も必要である。 a、在学中の場合：中華民国教育部が認定する大学の在学證明書、学生証のコピー、卒業証書のコピー、申告年度の学費納入證明書類。(いずれか 1つを添付) b、障害者の場合：医者の證明書類又は中華民国障害者手帳のコピー。 c、当地公立病院又は公的機関が発行した自立生活ができないことを証明する書類。 E、同じ戸籍の場合：戸籍證明又は他に適宜な證明書類。 F、同戸籍ではなく同居している場合：当地公的機関発行の證明書類、被扶養者又は監護人が扶養されている事実を承認する誓約書或はその他の證明書類。
	三、実費控除項目	1、 寄付金 寄付を受けた団体が発行する領収書の原本。(中華民国政府及び国防、軍隊慰労のための寄付金は限度額がない。中華民国の関連法令に従い登録、設立された教育、文化、公益、慈善団体及び中央主管機関より開設する口座で特定なスポーツ選手への寄付金については、控除できる限度額は総所得金額の 20%である。)
		2、 生命保険 各人 24,000元を限度とする。但し全民健康保険の保険料は限度がない。 A、納稅義務者・配偶者及び扶養親族である直系親族の生命保険料:保険証の領収書(原本)或いは保険料の納付證明書類(原本)。 B、会社・団体単位で徴収された納稅義務者が負担する保険料:会社・団体単位からの證明書類。
		3、 医療費：事実により認定 A、当地(中華民国)の公立病院、全民健康保険を加入する病院及び診療所又は財政部が認定した正確で完全な会計帳簿を備えた病院からa、b、c、dのいずれかを提出： a、宛先(支払者)が明記された領収書(原本)。 b、宛先が明記されておらず、カルテ番号だけ記載した受領書の場合、受付証又はコピーを添付する。 c、領収書原本を紛失した場合は、病院等が発行する受領書のコピー。但し、病院責任者の捺印及び「原本と相違なし」という旨が注記されたものであること。 d、領収書原本は補助を申請するため会社に渡す場合、その会社が認証した領収書のコピーを添付する。 B、海外の公立病院、大学附属病院又は医療法人病院から： a、宛先の領収書原本或いは請求書と領収書。 b、医療法人病院の場合は、病院組織を証明する書類を添付しなければならない。 C、補聴器、義足、車椅子に必要な費用を負担した場合：上記 A 又は B の病院の医者が発行する診断証明及び領収書。 D、歯周病のための歯の治療費用：上記 A 又は B の病院の医者が発行する診断証明及び領収書。
		4、 不可抗力の災害による損失 国税局の調査を経て発行された災害證明書類。(災害発生後 30 日以内税務機関に報告する。保険賠償、災害補償金を受ける部分は控除できない。)
		5、 住宅ローンの利息 A、金融機関の利息受取書又は他の證明書類。(金融機関の利息受取書には借入者の名前、物件所有者の名前、担保物件の住所、自宅借入金用であることを明記し、金融機関の印が押印されたもの。) B、抵当物件の住所が申告時点の居住住所と違う場合は、納稅義務者、その配偶者又は被扶養親属の戸籍住所が抵当物件の住所にあることを証明する書類を添付する。 C、毎年の控除額は 300,000元を限度とする。(1 世帯につき中華民国国内の一戸に限定する。貯蓄投資特別控除を引いた後の金額で控除申請をする。なお、納稅義務者、その配偶者又は被扶養直系親属のうちいずれかが同住所の居住登記を済ませており、住宅ローン家屋が課税年度において自己居住用であって賃貸用や業務用でないこと。)
	四、財産取引損失控除額	国税局が発行する財産取引損失證明又は損失を証明できる書類。(3 年前にさかのぼることができ資産譲渡損失の未控除の部分は年度内資産売買所得額を限度とする。)
五、障害者特別控除額	A、中華民国「身心障礙手冊」(障害者手帳)を持つ場合：「身心障礙手冊」又は障害者證明書類のコピー。 B、中華民国精神衛生法第 3 条第 4 項に規定されている患者：専門医師の診断證明書類のコピー。	
六、教育学費特別控除額	学費納付書の控え又は納付證明書類。(納稅義務者の子女が中華民国教育部の認可する大学や専門学校に就学している場合の学費は、一人当たり 25,000元限度として控除できる。但し、空中大学、空中専門学校、高等専門学校の前 3 年在学する者及び政府の補助金を受ける者は控除できない。認可学校のリストは教育部國際文教処ウェブサイトに掲載してある。)	
七、長期介護特別控除額(注2)	A、外国人介護者を雇用している場合：雇用許可証のコピーを提出すること。(80歳以上であり、かつ身分証明書に基づき介護対象者として申請された者を除く。) B、外国人介護者を雇用していない場合：労働部又は衛生福利部の規定に基づく関連證明書類を提出すること。例えば、病症及び失能診断證明書、心身障害證明書、又は労働部が公告した病症・病状に該当する医師の診断證明書等。 C、長期介護サービスの利用者：長期介護サービス利用領収書のコピーを提出すること。(サービス提供施設名、失能者氏名、身分証番号及び長期介護等級を明記すること。)一部自己負担金が免除されている場合には、長期介護管理センターが発行した公文書又は関連證明書類を併せて提出すること。 D、介護施設に入所している場合：課税年度において、認可を受けた施設に90日以上入所した際の費用領収書のコピーを提出すること。(介護施設名、入所者氏名、身分証番号及び入所期間等を明記すること。)全額補助を受けている場合には、地方政府が発行した公費負担に関する公文書又は関連證明書類を併せて提出すること。	
八、家賃支出特別控除額(注2)	納稅義務者、その配偶者又は扶養対象である直系親族が、中華民国国内において、事業用又は業務用に供していない自己の居住用住宅を賃借している場合において、実際に支払った賃料から政府の補助金相当額を控除した残額については、1申告単位につき、毎年180,000元を限度として控除することができる。ただし、納稅義務者、その配偶者又は当該扶養対象の直系親族が中華民国国内において住宅を所有している場合には、当該控除は適用しない。添付すべき書類は次のとおりとする。 A、賃貸契約書のコピー及び支払証憑（例：大家署名入りの受領證明書類、ATM 振込明細書又は銀行の送金証明）。 B、納稅義務者、その配偶者又は被扶養直系親属のうちいずれかが賃借家屋の住所に実際に居住し、戸籍または居留証住所の居住登記を済ませており、あるいは賃借している家屋が課税年度において、自己居住用であって営業や業務用でないことを誓約した文書。	
九、スタートアップ企業またはバイオ医薬品産業企業への投資控除	国税局が発行した「個人株主投資額を総合所得総額より控除證明書」。	
十、文化創意産業への投資控除	国税局が発行した「個人投資額を総合所得総額より控除證明書」。	
十一、投資の税額低減	促進産業升級条例第 8 条の規定に基づき 国税局に認可された会社が発行した記名株又は株式募集の際の税額低減證明書。	
十二、自己居住用住宅を買い換えた場合の税額控除	A、当地の地政機関（法務局）で処理された売却及び購入による移転登記簿謄本のコピー及び所有権登記のコピー。 B、買い換えの購入と売却する年度の戸籍謄本のコピー又は居留地住所資料のコピー。 C、委託建築の形で建てられた住宅は委託契約、建築用ライセンス、使用権ライセンスを添付する。(自己居住用住宅で購入価額が前の住宅の売却価額より高い場合に適用する。納めた譲渡所得分の納稅額を限度として控除する。但し、財産取引損失として控除された分を除く。)	

注1：中国大陸籍配偶者及び扶養家族の免稅額、控除額を申告する場合、財団法人海峡交流基金会認証の證明書類を添付する必要がある。

注2：納稅義務者が次のいずれかに該当する場合、適用できない：

1. 長期介護特別控除額および家賃支出特別控除額を差し引いた後、年間綜合所得税の適用税率が20%以上となる場合、または本人または配偶者の給与所得若しくは各種所得を分離して計算した税額の適用税率が20%以上となる場合。
2. 配当金および剰余金に対して28%の単一税率で分離課税を選択した場合。
3. 所得基本税額法に基づいて計算した基本所得額が法定の控除額を超える場合。



財政部臺北國稅局

住所：臺北市中華路1段2號1樓

電話番号：(02) 2311-3711 内線 1116、1118

Fax：(02) 2389-1051

ウェブサイト：https://www.ntbt.gov.tw

115.4 500 張
廣告

